愛知県地域医療対策協議会設置要綱

（目　的）
第１条　医療法第３０条の２３第１項の規定に基づき、医師の確保方策を協議することを目的として、愛知県地域医療対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は、次の事項について協議する。
（１）キャリア形成プログラムに関する事項
（２）医師の派遣に関する事項
（３）キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
（４）医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
（５）医師法の規定によりその権限に属させられた事項
（６）医師確保計画に関する事項

（構成員）
第３条　協議会は、医療法第３０条の２３第１項に掲げる者の中から、知事が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）
第５条　協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、委員のうち互選された者がその職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が緊急の必要があると認めるときその他やむを得ない場合には、会長は、書面協議とすることができる。
２　協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（意見の聴取等）
第７条　会長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）
第８条　会長は、必要があると認めるときは、専門の事項を協議するため、部会を設置することができる。
２　部会は、協議の結果について、協議会に報告するものとする。

参考資料５

（会議の公開）
第９条　協議会の会議については、原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。
（１）　愛知県情報公開条例（平成１２年３月２８日愛知県条例第１９号）第７条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合。
（２）　公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

（議事録の作成等）
第１０条　審議会及び部会の会議については、議事録を作成し、当該会議の開催時において審議会又は部会の会長が指名した２名の委員が署名する。
２　議事録の保存年限は５年間とする。

（庶務）
第１１条　協議会及び部会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室において処理する。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、愛知県保健医療局長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年８月５日から施行する。